

善通寺市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 2 7 年 3 月

令和 3 年 3 月一部改正

交通安全総点検実行委員会

通学路安全推進部会

1 プログラムの位置づけ

香川県では、交通安全推進のため、「交通安全総点検実施要項」に基づく「交通安全総点検調整会議」（以下、「調整会議」という。）が設置され、香川県警交通規制課及び香川県土木部道路課を事務局として、県内市町の連絡調整を図ってきました。この総点検では、調整会議との調整のもと、春と秋に計画され、春には主に通学路を対象としてきました。

本市では、これまで管轄警察署及び本市の交通安全部局を事務局とした「交通安全総点検実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）を設置し、調整会議と連絡調整しながら、交通安全総点検を実施してきました。

このたび、更なる通学路の安全確保に向けた取組みを行うため、実行委員会の実施する交通安全総点検のうち、通学路に関する取組みを「善通寺市通学路交通安全プログラム」として、まとめることとしました。

今後、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 「通学路安全推進部会」の設置

「通学路安全推進部会」は、本プログラム策定（運用・改善・充実）のために、実行委員会より選出された委員で構成し、委員は、以下のとおりとする。

- (1) 丸亀警察署交通課
- (2) 国土交通省善通寺国道維持出張所
- (3) 香川県中讃土木事務所道路第2課
- (4) 善通寺生活産業部くらし支援課
- (5) 善通寺市都市整備部土木課
- (6) 善通寺市教育委員会教育総務課

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、総合的に合同点検を継続するとともに、対策実施後の状況確認等も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

(2) 定期的な合同点検

①合同点検の実施時期等

- (1) 市内の8小学校の通学路について、調整会議との調整のもと、春の総点検において、合同点検を計画的に実施します。(別表「◎」の小学校)
- (2) 効率的・効果的に合同点検を行うため、実行委員会において、点検テーマを設定し、合同点検を実施します。
- (3) 定期的に通学路の変更や道路環境等の変更の有無について調査し、新たな危険箇所については実行委員会で検討し、必要な点検を実施します。(別表「○」の小学校)

②合同点検の体制

小学校ごとに、小学生の保護者、学校関係者等を含む実行委員会で合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策状況の確認

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、児童生徒等が安全になったと感じているかなどの調査等を行い、対策後の状況を確認するための手法等を検討します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や状況確認の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の情報共有

小学校ごとの点検結果や対策内容については、小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、関係者間で情報共有します。

(別表)

善通寺市通学路点検計画表

学 校 名	年 度							
	3	4	5	6	7	8	9	10
竜川小学校			◎				○	
東部小学校				◎				○
中央小学校	○				◎			
南部小学校		○				◎		
西部小学校			○				◎	
与北小学校				○				◎
筆岡小学校	◎				○			
吉原小学校		◎				○		

※ ◎：総点検（県下一斉点検）の対象となる点検